

令和7年2月4日

大阪市従業員労働組合環境事業支部長
北川 滋雄 様
大阪市職員労働組合環境局支部長
橋本 慎吾 様

環 境 局 長
堀 井 久 司

大阪マラソン 2025 開催日における時差勤務の導入について

標題について、大阪マラソン 2025 開催日である令和7年2月24日（月・祝）は、12行政区に跨ってマラソンコースが設定され、大阪市内の幹線道路において長時間の交通規制が実施されることに伴い、相当な交通渋滞が想定され、収集作業に影響があると考えております。

つきましては、交通規制後に作業を実施することで日没作業となり、安全上のリスクが生じることから、交通規制前の作業や増車による作業を行う事で事業を円滑に進めるため、収集作業に影響が大きい環境事業センターの収集運搬等の業務に従事する職員について、大阪マラソン 2025 開催日当日に限り、時差勤務を導入して対応したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 時差勤務導入日

令和7年2月24日（月・祝）

2 時差勤務導入対象事業所

東北環境事業センター、城北環境事業センター、中部環境事業センター、
中部環境事業センター出張所

3 時差勤務実施内容

1の時差勤務導入日に限り、次のとおり時差勤務を導入する。

（1）技能職員

ア）技能統括主任・部門監理主任

業務内容：要員確認・アルコール検査等管理業務

勤務時間：午前7時00分から午後3時30分

休憩時間：午前11時から午前11時45分若しくは
午前11時30分から午後0時15分

イ）ア）を除く職員（整備担当職員を含む。）

勤務時間：午前7時30分から午後4時

休憩時間：午前10時45分から午前11時30分、午前11時から午前
11時45分、午前11時15分から午後0時、午前11時30
分から午後0時15分、午前11時45分から午後0時30
分若しくは午後0時から午後0時45分

（2）行政職員・事業担当主事・事業担当主事補

・ 現行の勤務時間及び休憩時間を基本とする。ただし、管理業務等に従事する場合、必要最小限の職員に限り3（1）イ）の勤務時間及び休憩時間について、事業所長の判断により指定できるものとする。

・ 庁舎管理業務についてはこれまでと同様の取り扱いとする。

4 一斉休憩の適用除外

3のとおり導入するため、一斉休憩の適用を除外したい。